

就学前教育・保育施設の教育に関する支援及び調査研究を行い、情報を提供します。

# 奈良県就学前教育センター



支援訪問

人材育成  
の支援

情報提供

幼小接続  
の推進

問い合わせ先

奈良県立教育研究所  
教育経営部教育企画係  
内 就学前教育セン  
ター

TEL 0744-33-8902



市町村並びに園・所を  
支援します。3歳児か  
ら5歳児の教育の充実  
を図ります！



## 教えて！奈良県就学前教育センター



支援訪問って、どんなことをしてくれるの？



就学前教育アドバイザーが、幼稚園、認定こども園、保育所を直接訪問して、園内研修の支援をしたり、相談に乗ったりするんだよ！



人材育成の支援って、どういうこと？



各市町村で就学前教育推進のリーダーとなる人材を育成するための研修を計画・実施するんだよ！また、市町村でも就学前教育の質の向上に向けた研修等が行えるように支援していくよ！



どんな情報を得られるの？



他府県、各市町村で作成した資料や参考にできる指導計画など就学前教育に関わる様々な情報を閲覧できるようにするよ！また、保育内容や園・所運営などの相談にも応じるよ！



幼小接続の推進って、どんなことを進めているの？



すべての就学前の子どもたちが、小学校生活をスムーズにスタートできるよう子ども同士の交流や、教職員同士の研修について研究しているよ！モデル地域による幼小接続連絡協議会を運営し、子どもの学びを連続的に捉える実践を発信していくよ！

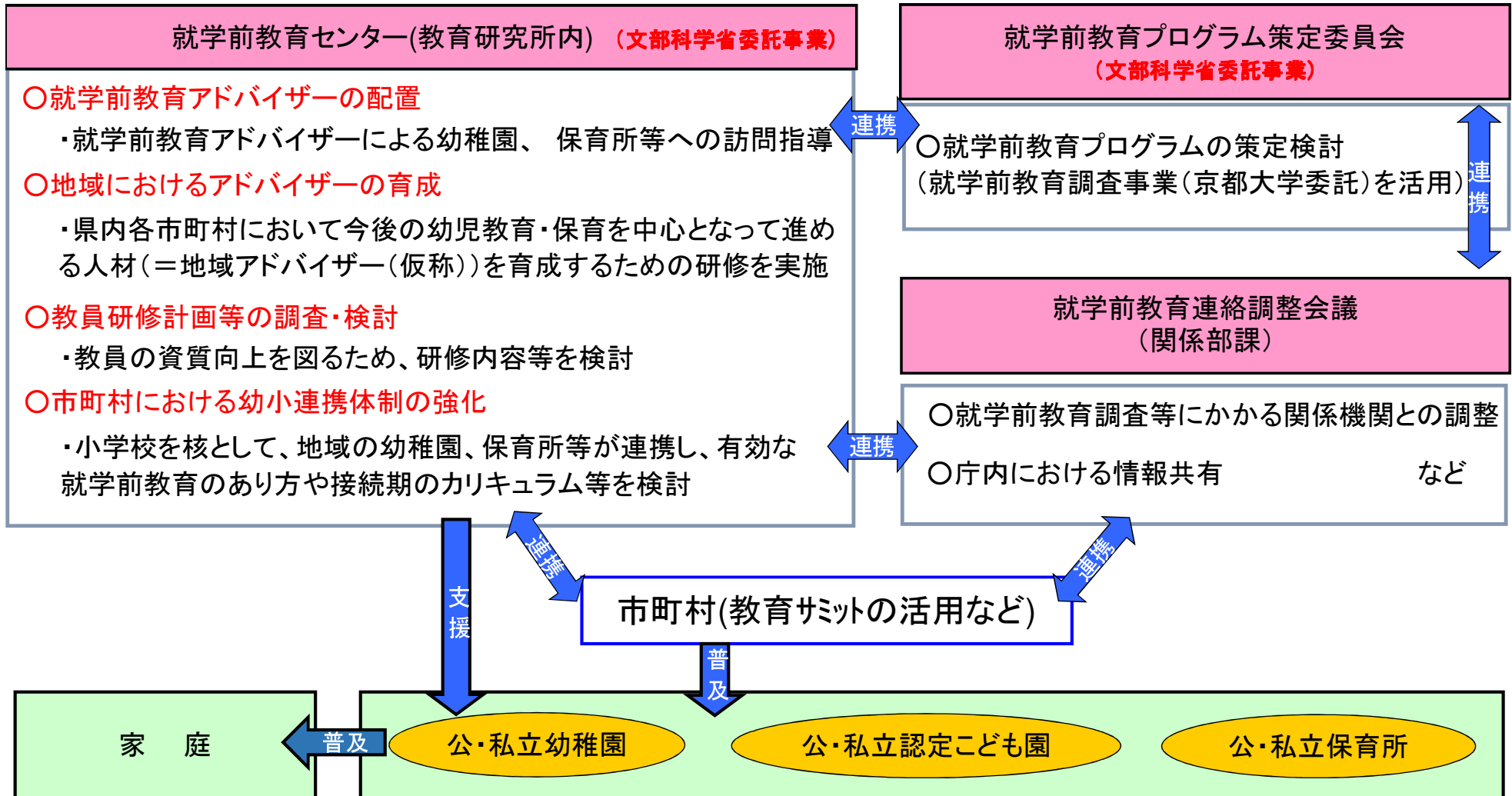


市町村と協力し、幼稚園、認定こども園、保育所と共に子どもの育ちを支えます。



# 就学前教育推進体制

奈良県



# 就学前教育センター設置要綱

奈良県立教育研究所

## (趣旨)

第1条 この要綱は、奈良県教育振興大綱の趣旨を踏まえ、奈良県内の幼稚園、認定こども園及び保育所（以下「園・所」という。）における3歳児から5歳児への教育の充実を図るため、市町村並びに園・所を支援することを目的として設置する就学前教育センター（以下「就学前教育センター」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

## (設置)

第2条 就学前教育センターは、奈良県立教育研究所内に設置する。

## (所掌事務)

第3条 就学前教育センターは、次に掲げる事務を行う。

- (1) 就学前教育施設への訪問指導（研修、相談等）に関すること。
- (2) 県内各市町村における、就学前教育を推進するための人材育成の支援に関すること。
- (3) 園・所等への就学前教育に関する情報等の提供、並びに就学前教育の啓発に関すること。
- (4) 就学前教育に係る今日的課題についての調査研究に関すること。
- (5) 幼児期の教育と小学校教育の接続に関すること。
- (6) 教員育成指標モデルの策定に関すること。
- (7) 教員研修計画モデルの策定に関すること。
- (8) その他、センター長が命ずる事務。

## (体制)

第4条 就学前教育センターは、次の各号により運営する。

- (1) 就学前教育センター長は、就学前教育センターの事務を統括する。
- (2) 就学前教育センターの庶務は、研究所教育経営部教育企画係において処理する。
- (3) 就学前教育センターに就学前教育アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を置き、別に定める事務を処理する。

## (その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、就学前教育センターに関する必要な事項は、就学前教育センター長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成28年10月〇日から施行する。

# 就学前教育アドバイザー取扱要綱

奈良県立教育研究所

## (目的)

第1条 この要綱は、嘱託職員取扱要綱（昭和63年4月教総第43号教育長通知）の規定にかかわらず、奈良県内の幼稚園、認定こども園及び保育所（以下「園・所」という。）における3歳児から5歳児への教育の充実を図るため、関係機関等と連携して市町村並びに園・所を支援することを目的として設置する就学前教育センター（以下「就学前教育センター」という。）に配置する就学前教育アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の任免、報酬その他の勤務条件等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (身分)

第2条 アドバイザーの身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職とする。

## (任用及び身分取扱等)

第3条 次の各号のいずれにも該当する者のうちから、就学前教育センター業務を委嘱することが適当と認められるものをアドバイザーとして、奈良県教育委員会が任命する。

- (1) 法第16条に規定する欠格条項に該当しない者
- (2) 任命時の年齢が、満63歳以下の者（ただし、奈良県教育委員会が特に認めた場合は、引き続き2年を超えない範囲で延長することができる。）
- (3) 心身ともに健康な者
- (4) 普通自動車の免許を有する者

2 任用期間は、任命の日からその日の属する年度の末日までとし、前項第2号に定める限度内で再任を妨げない。

3 アドバイザーは、就学前教育センターに所属するものとする。

## (報酬・通勤報償費及び費用弁償)

第4条 アドバイザーには、報酬・通勤報償費及び費用弁償を支給する。

2 報酬の額は、月額251,200円とする。

3 報酬の支給方法は、毎月1日から末日までの期間（以下「給与期間」という。）の分の全額を、その翌月の10日に支給する。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）による休日、日曜日又は土曜日（以下「休日等」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日等でない日を支給日とする。

4 アドバイザーが、1日当たりの正規の勤務時間のうちの全時間又は一部を勤務しないときは、第6第1項に定める休暇による場合を除き、その勤務しない1時間につき、その者の勤務1時間当たりの報酬を減額して支給する。

5 前項に規定する報酬の減額を行う時間数は、その給与期間中に前項の規定に該当する全時間数によって計算するものとする。この場合において、その時間数に1時間未満の端数が生じたときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満の時は切り捨てるものとする。

6 通勤報償費は、アドバイザーの通勤の事情等を考慮して別に定める。

7 アドバイザーが、その職務のため旅行した場合に支給する費用弁償については、委員会の委員その他特別の職員の給与等に関する条例（昭和31年10月奈良県条例39号）に定めるところによる。

## (勤務時間)

第5条 アドバイザーの勤務時間は、1週間当たり29時間として、1日について7時間15分を超えない範囲内で勤務時間を割り振る。

2 アドバイザーの休憩時間は、前項の勤務時間の割り振りに応じて所属長が定める。

(休暇)

- 第6条 アドバイザーの有給休暇は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条に規定する年次有給休暇及び同法第7条に規定する公民権行使のための休暇とする。
- 2 前項に規定する年次有給休暇の日数は、労働基準法及び労働基準法関係法令の定める基準に基づき付与する。
  - 3 前2項に規定する年次有給休暇の単位は、1日又は1時間とする。

(服務)

- 第7条 アドバイザーは、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。
- 2 アドバイザーは、その職務の信用を傷つけ、又職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
  - 3 アドバイザーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(職務)

- 第8条 アドバイザーは、学校の児童生徒や関係機関等に対して以下の業務を行う。
- (1) 就学前教育施設への訪問指導（研修、相談等）に関すること。
  - (2) 県内各市町村における、就学前教育を推進するための人材育成の支援に関すること
  - (3) 園・所等への就学前教育に関する情報等の提供、並びに就学前教育の啓発に関すること。
  - (4) 就学前教育に係る今日的課題についての調査研究に関すること。
  - (5) 幼児期の教育と小学校教育の接続に関すること。
  - (6) 教員育成指標モデルの策定に関すること。
  - (7) 教員研修計画モデルの策定に関すること。
  - (8) その他、センター長が命ずる事務。

(分限及び懲戒)

- 第9条 アドバイザーは、次の各号の一に該当する場合は、解雇する。
- (1) アドバイザーとして能力又は適性を著しく欠く場合
  - (2) 精神又は身体に著しい障害があり、職務の遂行に支障がある場合
  - (3) 第7に規定する義務に違反し、その違反の程度が著しい場合
- 2 アドバイザーの分限及び懲戒は、前項に定めるもののほか、一般職の常勤職員の例によるものとする。

(公務災害等の補償)

- 第10条 アドバイザーの公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年12月奈良県条例第15号）及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に定めるところによる。

(社会保険等)

- 第11条 社会保険等の加入については、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び介護保険法（平成9年法律第123号）に定めるところによる。

(その他)

- 第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項、又はこの要綱により難しい事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年10月〇日から施行する。